

マイナポータル

つかってみよう!

これからは、
行政機関とのやりとりは
マイナポータルで!

内閣府

就労証明書作成コーナー（企業向け） 就労証明書とは？

●「働いていることの実績」を証明する書類のことだよ！
●認可保育所等の入所を申し込む際に、添付が必要になるよ。
●企業で働いている方の就労証明書は、企業（の人事担当者）が作成するよ。

作成手順

- ① 作成依頼
- ② 様式取得
- ③ キーボード入力
- ④ 押印・交付
- ⑤ 提出
- ⑥ 電子申請

就労証明書作成コーナーの3つのメリット

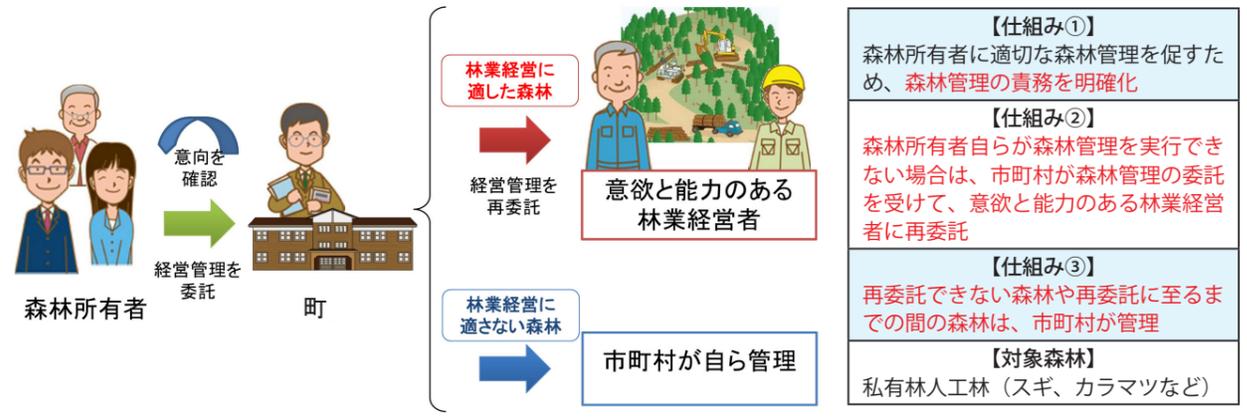
- ① 就労証明書の様式が「かんたん入手」できる！
- ② 就労証明書を手書きでなくキーボード入力ですぐに「らくらく作成」できる！
- ③ 役所に赴くことなく「すすと電子申請」できる！

マイナポータルについて
0120-95-0178

森林経営管理制度のご案内

～林業の成長産業化の実現と森林資源の適正管理を両立するために～

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法は、森林所有者が森林の経営や適正な管理を行う責務を定めるとともに、これらが行き届いていない森林を市町村に預ける仕組みづくりをすることで、森林資源の適切な管理と林業活性化につなげるための制度です。



経営管理が行われていない森林について町が仲介役となり、森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築します。

「火入れ」「森林の伐採」は届出が必要です

雪解けは、春の訪れとともに農林業の始まりを迎える合図ですが、害虫駆除に有効な「火入れ」や山の手入れのために木々を「伐採」するときは届出が必要です。内容や規模により町と県で手続きが分かるとともに、届出をせずにこれらの行為をすると、森林法に基づく罰則が課せられることがあります。

※伐採届出制度の運用改善で、無断伐採への対策が強化されましたので十分ご注意ください。



マイナポータルとは？

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

スマホから
マイナポータル
パソコンから

※マイナポータル対応機能に限ります。

※一部機能のご利用にはマイナポータルカードが必要です。

※マイナポータルカードに対応したICカードリーダーが必要です。

マイナポータルでできること

- びったりサービス
- あなたの情報
- お知らせ
- やりとり履歴
- もっとつながる

子育てワンストップサービス

※「びったりサービス」の一つです。市区町村によって、サービスの内容が異なることがあります。

かんたん検索

例えば、「児童手当」を検索すると...

市区町村に提出する申請書等の作成に必要な書類が一覧で確認できる！
添付書類の不足や間違いが減る！

オンライン申請

市区町村窓口まで出向かなくても、自宅で申請できる！

例えば...

- 児童手当の手続
- 保育所等の入所申請
- 妊娠の届出
- 児童手当の現況届
- 等々

マイナポータルを使ってオンライン申請！

書類添付は写真画像でOK！
添付書類の不足や間違いが減る！
申請書等の作成がスマホ・PCで可能！

これからはますます目が離せない！

子育て以外の分野も検索やオンライン申請ができるようになります。

2020年度から、マイナポータルを健康保険証として利用（2021年3月（予定））するための初回登録もできるようになります。

【届出の内容等】				
管轄	区分	内容	申請・届出日	添付書類
町	火入れ	①次のいずれかの目的に該当すること 開墾準備、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑など ②周囲に延焼の恐れがないこと	町：5日前まで 消防署：事前に必ず連絡	①位置図 ②土地所有者の承諾書
	森林伐採	山林の木を伐採（間伐含む）	9月0日～30日前まで ※届出者と森林所有者の承諾・押印が必要です。	位置図、登記簿謄本、立木売買契約書など
		伐採後の造林および天然更新	伐採を完了した日から30日以内	写真（現地・更新状況）など
県	林地開発（小規模）	土砂の採掘や林地以外への転用造成などを目的とした1畝以下の森林開発 ※伐採を伴う場合は伐採届も必要	9月0日～30日前まで ※届出者と森林所有者の承諾・押印が必要です。	①位置図 ②現況写真 ③開発面積の算出根拠となる図面 ④事業計画書・図面
	問合せ	農林課 林政係 伊南総合支所 振興課 農林建設係	電話 0241-62-6220 電話 0241-76-7716	館岩総合支所 振興課 農林建設係 南郷総合支所 振興課 農林建設係 電話 0241-78-3340 電話 0241-72-2113
	保安林伐採	皆伐、間伐、択伐（抜き切り）、害虫駆除、作業道設置、建物への被害防止などを目的とする伐採	内容別に指定	同左
県	林地開発（大規模）	土砂の採掘や林地以外への転用造成などを目的とした1畝を超える森林開発 ※伐採を伴う場合は伐採届も必要	1か月以上前に事前相談	相談時に確認
	問合せ	南会津農林事務所 森林林業部	電話 0241-62-5373	

※各種申請書・届出書は、問い合わせ先に備えてあります。